

前橋市ホームページ再構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

前橋市ホームページは、平成8年の開設以降、2回のリニューアルを踏まえながら市政情報を提供してきました。平成23年のリニューアルから時間が経過したこともあり、前橋市の魅力が十分に伝わる状態とは言いがたい状況です。また、市民をはじめとするホームページ利用者の増加や閲覧環境の変化により、求められるニーズに対応しきれない部分が数多く発生しています。そこで、ホームページ利用者への魅力発信および利便性向上を念頭に置いたホームページデザイン、情報分類の見直しを行うとともに、ウェブアクセシビリティへのさらなる対応、災害発生時等の緊急時における迅速且つ的確な対応、近年急速に普及しているスマートフォンやタブレット端末などへの対応を行うことを目的とし、本業務を実施します。

2 業務概要

【別紙1】仕様書「1.4 業務概要」を参照ください。

3 予算額

再構築費 36,089千円（消費税及び地方消費税を含む）、保守運用費 25,660千円（消費税及び地方消費税を含む）を予算額の上限とします。なお、消費税率は8%とします。今後消費税率が変動した場合、契約約款に規定する「消費税率等変動に伴う契約金額の変更」に基づき対応します。

4 契約期間・履行期間（予定）

(1) 再構築業務委託契約

平成30年4月1日から平成31年1月31日まで

(2) 保守運用業務委託契約

平成31年2月1日から平成36年1月31日まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 平成28・29年度前橋市物品購入等及び役務業務競争入札参加資格の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、平成30・31年度前橋市物品購入等及び役務業務競争入札参加資格の申請を行い、申請受理通知を受けていること。さらに、当該認定を受けた品目に「(大分類) 情報処理 (小分類) システム開発・保守」が含まれていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと（破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受け復権を得ない者等をいう。）。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (7) ISMS およびプライバシーマークの認証を受けているか、それに準じる情報保護体制を整えていること

6 スケジュール（予定）

プロポーザル公告日	平成30年1月23日（火）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	平成30年1月23日（火）
質問受付期間	平成30年1月23日（火）～1月31日（水）
質問書への回答	平成30年2月5日（月）
応募受付期間	平成30年2月6日（火）～2月20日（火）
提出書類受付期限	平成30年2月20日（火）必着
第一次審査	平成30年2月22日（木）
第一次審査結果通知書の発送	平成30年3月1日（木）
第二次審査	平成30年3月12日（月）
審査最終結果通知書の発送	平成30年3月中旬以降
契約締結、業務開始	平成30年4月1日（日）

7 説明会

説明会は行いません。質問等は、「8 質問受付及び回答」により送付ください。

8 質問受付および回答

質問受付期間	平成30年1月23日（火）～1月31日（水）午後5時まで
質問様式	【様式6】質問票
提出方法	メールで提出してください。
提出先	shiseihasshin@city.maebashi.gunma.jp
質問回答	2月5日（月）に前橋市ホームページにて公開予定です。

9 応募の手続き等

(1) 提出期間

平成30年2月6日（火）～2月20日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

市政発信課へ事前に電話連絡の上、参加申込書等を持参、又は郵送（一般書留・簡易書留）による

(3) 提出書類及び作成方法

【別紙1】仕様書「2.4 提出物」を参照ください。

10 審査

(1) 第一次審査

提出された書類に基づき、第一次審査を行います。選定は市が定める基準に基づきます。なお、この基準は公開しません。評点の上位3者程度が第二次審査に参加できます。

①審査日 平成30年2月22日（木）を予定

②審査結果発送 平成30年3月1日（木）を予定。応募者すべてに送付します。

(2) 第二次審査

企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングを行い審査します。審査の詳細については、参加事業者のみに通知します。

①審査日 平成30年3月12日（月）を予定

②留意事項 業務責任者が必ず出席してください。

プレゼンテーションの時間は45分とします。

(3) 優先交渉権者の選定

第一次審査の点数と第二次審査の点数を合計し、点数の高い順から優先交渉権者を選定します。

①審査結果報告は平成30年3月中旬以降の予定です。第二次審査を受けた事業者すべてに結果を送付します。

②評価項目ごとの点数を市ホームページに掲載します。ただし、選定されなかった事業者名は公表しません。

③審査に関する問い合わせには一切回答しません。また、審査結果等に対する異議申し立てはできないものとします。

(4) 審査委員会

選定に当たっては、市職員で構成する審査委員会を設置し、委員会が次の選定方針に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、受託者を選定します。

(5) 選定方針

①事業の理念及び仕様書（案）に基づく運営が図られるか。

②事業の運営を安定的に行うことができる能力を有しているか。

③本市と協力し、より優れたホームページを作成する意欲と能力があるか。

④コストパフォーマンスに優れた事業運営ができるか。

(6) 失格事項

①応募者が参加資格要件を満たさなくなった場合

②CMS機能要件の重要度「必須」項目について、一つでも要件を満たさない場合

- ③見積もり金額が予算の上限金額を上回る場合
- ④提出期限までに書類が提出されない場合
- ⑤提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- ⑥提出書類に虚偽の記載がある場合
- ⑦著しく信義に反する行為があった場合
- ⑧契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑨企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- ⑩第二次審査に参加しなかった場合
- ⑪審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑫その他、審査を進めるに当たり失格とすべき場合

(7) その他留意事項

①応募者に関する実地調査

審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

②審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

③選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての応募者へ文書により通知すると同時に、前橋市ホームページにおいて公表します。時期は、平成30年3月中旬以降を予定しています。

④審査期間中の連絡

審査期間中、応募者は平日9時から5時まで必ず連絡がとれるようにしてください。

11 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。
- (4) 契約保証金は免除とします。（前橋市契約規則第22条第1項第7号）
- (5) 平成30年度予算について、市議会で可決されなかった場合、もしくは審査委員会でいずれの応募者も委託に相当しないと判断された場合は、このプロポーザルに参加した事業者への業務委託を実施しない場合があります。

12 別添資料等

- 【別紙1】前橋市ホームページ再構築業務調達仕様書（案）
- 【別紙2】CMS機能要件一覧表
- 【様式1】応募申請書
- 【様式2】業務実施体制申告書

【様式 3】受注実績調書

【様式 4】費用見積書

【様式 5】辞退届

【様式 6】質問票

13 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町2-12-1

前橋市 政策部 市政発信課 広報係

担当 服部・阿久澤・関口

電話 027-898-5838

FAX 027-224-1288

Email:shiseihasshin@city.maebashi.gunma.jp